

2012年1月

『 あ い ド ル 君 』  
積立利率変動型一時払終身保険（USドル建）  
ご契約者各位

ジブラルタ生命保険株式会社  
（旧AIGエジソン生命保険株式会社）

本資料をご覧くださいいただく際の留意事項

旧AIGエジソン生命保険株式会社（以下、旧エジソン生命）は、2012年1月1日をもちまして、旧エイアイジー・スター生命保険株式会社とジブラルタ生命保険株式会社との3社合併により、社名を『ジブラルタ生命保険株式会社』へ変更いたしました。

本資料は、旧エジソン生命が過去に金融機関募集代理店を通じて販売していた商品の当時の契約締結前交付書面であり、ご契約者向けに掲載しているものです。

〔注〕現在、本商品は新規の販売を停止しております。

合併に伴う、ご契約者の保険契約内容の変更はございません。また、合併に伴い、ご契約者にお手続きをいただくことは一切ございません。

本商品のご契約内容に関するご照会、積立利率・為替レート等のご確認は、下記までお願いいたします。

引受保険会社  
ジブラルタ生命保険株式会社

コールセンター  
(旧エジソン生命専用ダイヤル)  0120-981-088

受付時間 平日9:00~18:00  
(土日・祝・12/31~1/3を除く)

携帯・PHSからもご利用いただけます。  
本社 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

# 契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報)

この書面は、保険業法第300条の2（準用金融商品取引法第37条の3）に基づく  
契約締結前にお客さまに交付しなければならない「契約締結前交付書面」です。



積立利率変動型一時払終身保険 (USドル建)

## ご契約前に必ずお読みください

～担当者から以下の内容について口頭でお伝えします～

- ・「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」は、ご契約内容等に関する重要な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- ・特に、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分をお読みいただくことが重要となります。
- ・また、現在ご契約の保険契約を解約または減額して、あらたなご契約を申込まれる場合は、お客さまにとって不利益となる場合がありますのでご注意ください。

# 契約概要

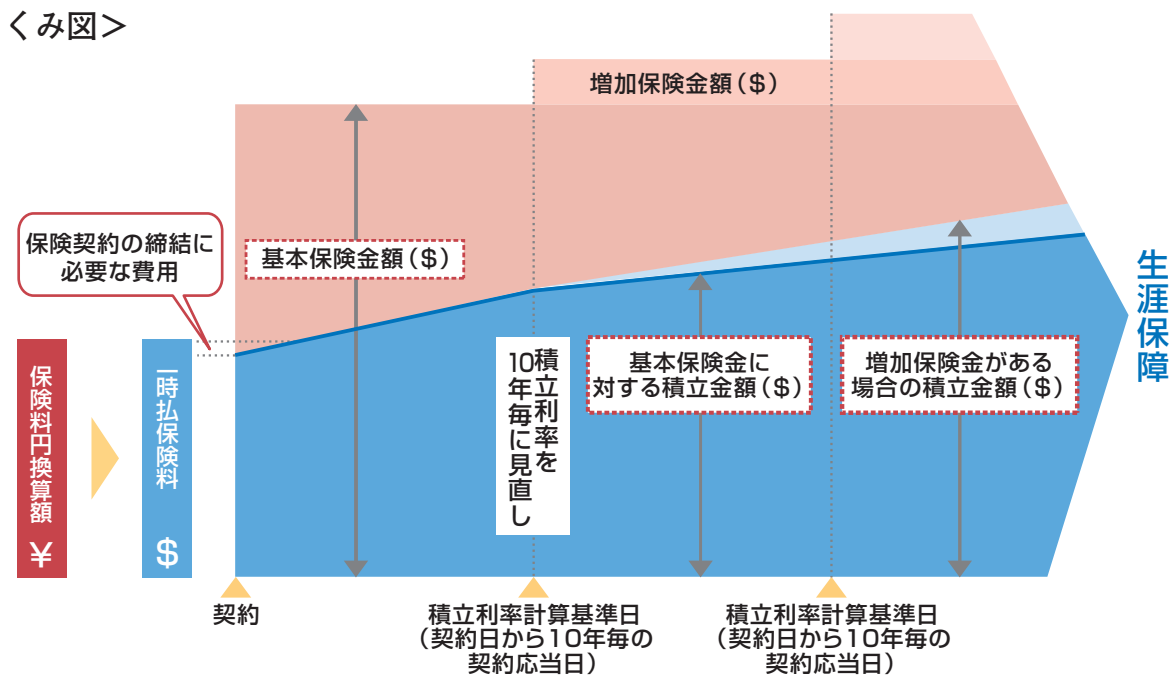
「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由および制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

## 1 商品のしくみ

### <特徴>

- (1) この商品は、万一の保障を終身にわたり確保できるUSドル建の生命保険です。
- (2) 10年毎に見直す積立利率により、保険金額の増加が期待できます。
- (3) 保険料や保険金等がUSドル建となっているため、一時払保険料や保険金等の円換算額は為替相場の影響を受ける商品です。これにより、諸支払金額は一時払保険料円換算額を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。
- (4) 解約払戻金について、アメリカ合衆国の市場金利に応じた運用資産（債券等）の価格の変化を反映させるしくみの商品です。これにより、解約払戻金額は一時払保険料を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。

### <しくみ図>



#### ※1 基本保険金額について

- ・基本保険金額は、被保険者の契約年齢、性別、契約時の積立利率により決定されます。

#### ※2 積立利率について

- ・積立利率は、契約日時時点で設定されている利率が10年間適用されます。（積立利率は市場金利情勢等に応じて毎月1日に設定されます。）
- ・積立利率は、積立利率計算基準日（10年毎の契約応当日）にその時の市場金利情勢等に応じて見直されます。
- ・積立利率は、2.25%が最低保証されます。
- ・積立利率計算基準日に設定された積立利率が最低保証利率を上回った場合、増加保険金額が加算されます。

(注) 積立利率計算基準日における被保険者の契約年齢が90歳以上の場合には、その日を最終の積立利率計算基準日として、以後は最低保証利率（2.25%）が適用されます。

## 2

## 保障内容について

	支払事由	お支払いする金額	お支払いできない場合の例
死亡保険金	責任開始時以後、保険期間中に被保険者がお亡くなりになったとき	次のいずれか大きい金額 ①基本保険金額および増加保険金額の合計額 ②支払事由発生日の解約払戻金額	次の免責事由に該当したとき ・責任開始時の属する日から起算して3年以内の被保険者の自殺 ・保険契約者・保険金受取人の故意
高度障害給付金	責任開始時以後、保険期間中に被保険者が所定の高度障害状態に該当されたとき		次の免責事由に該当したとき ・被保険者の犯罪行為または自殺行為 ・保険契約者・被保険者の故意または重大な過失

※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 3

## ご契約について

保険期間	終身
責任開始日	一時払保険料の領収日または告知日のいずれか遅い日から保障を開始します。責任開始日が契約日となります。
契約年齢 (被保険者の取扱範囲)	保険年齢で5歳以上79歳以下となります。
保険料払込方法	保険料の払込方法は一時払です。AIGエジソン生命の指定する口座へのお振込みとなります。
最低保険料	基本保険金額が30,000USドル以上となる100USドル単位の保険料となります。

## 4

## 付加できる主な特約とその内容

リビング・ニーズ特約	余命6ヵ月以内と判断されるときに死亡保険金の一部または全部をお支払いします。
指定代理請求特約	給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情がある場合に、給付金等の受取人に代わって指定代理請求人または代理請求人が請求を行なうことができます。 〈この特約の対象となる給付金等〉 ①被保険者とご契約者が同一人である場合の高度障害給付金 ②主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合の高度障害給付金 ③リビング・ニーズ特約の保険金
無配当年金支払特約	死亡保険金および高度障害給付金を一時金にかえて円建の確定年金として受取ることができます。一度指定された年金支払期間の変更のお取扱いはできません。
無配当年金移行特約	積立利率計算基準日に以後の死亡保障等にかえて積立金の全部、または50%を円建の確定年金または「10年保証期間付終身年金」として受取ることができます。
保険料等円入金取扱特約	一時払保険料をUSドルにかえて円により払込むことができます。
円支払取扱特約	死亡保険金、高度障害給付金、解約払戻金をUSドルにかえて円により受取ることができます。

※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

5

配当金について

この保険は無配当保険のため、配当金はありません。

6

解約払戻金について

- (1) 保険期間中に契約を解約した場合、解約払戻金をお支払いします。
- (2) 解約払戻金は、運用資産（債券等）の価格の変化を反映させるため、アメリカ合衆国の市場金利に連動した市場価格調整を行ない、増減する場合があります。この際に用いる市場価格調整率は、20%を上限とし、下限を-20%とします。これにより、解約払戻金が一時払保険料（USドル）を下回る場合があります、損失が生じるおそれがあります。

■解約払戻金の計算式

$$\text{解約払戻金額} = \text{解約日における積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

※減額の場合は、解約日を減額日と読みかえてください。

■市場価格調整率の計算式

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left[ \frac{1 + \text{解約日に適用される積立利率}}{1 + \text{解約日を積立利率計算基準日として計算される積立利率} + 0.3\%} \right]^{\frac{\text{残存月数}^*}{12}}$$

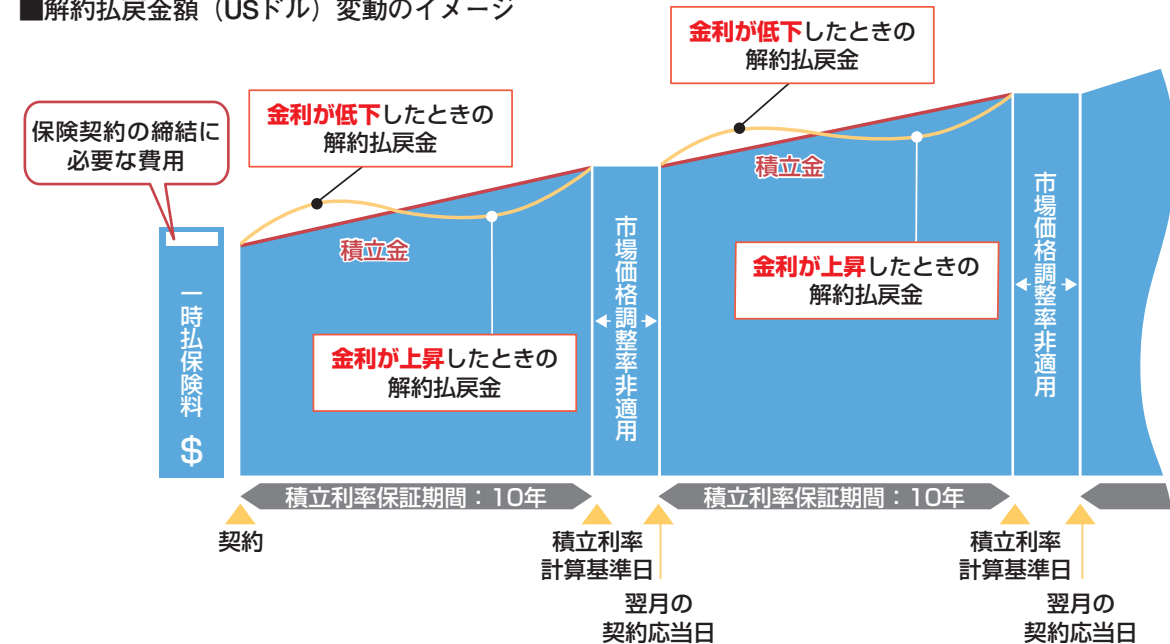
※残存月数は、解約日から直後に到来する積立利率計算基準日の前日までの月数となります。

ただし、解約日が次の①②に該当するときは、市場価格調整率は適用せずに積立金額を解約払戻金額としてお支払いします。

- ①積立利率計算基準日からその直後の月単位の契約応当日の前日までの期間の場合
- ②被保険者の契約年齢が90歳以上に達した積立利率計算基準日（最終の積立利率計算基準日）以後の場合

- (3) 市場価格調整率により、解約払戻金額は、この保険契約に適用されている積立利率よりも解約日に計算される積立利率が一定水準以上低い場合には増加し、高い場合には減少します。

■解約払戻金額（USドル）変動のイメージ



7

為替変動リスクについて

この保険におけるUSドルと円との換算に用いる為替レートは、時々の為替相場により異なるため、諸支払金額は保険料払込時の円換算額を下回る場合および保険契約時における為替相場により円換算した諸支払金の予定額を下回る場合があります、損失が生じるおそれがあります。この為替変動リスクは契約者・受取人に帰属します。

8

適用為替レートについて

この保険におけるUSドルと円との換算に用いる為替レートは、次のとおりとなります。なお、TTMおよびTTBはAIGエジソン生命が指定する金融機関の公示値を用い、TTBはTTMから所定の為替手数料を差引いたものです。

対象	適用為替レート	適用日
一時払保険料	最初TTM	AIGエジソン生命の指定口座に着金した日
死亡保険金 高度障害給付金 リビング・ニーズ特約の保険金	最初TTM	AIGエジソン生命が支払処理を行なった日
解約払戻金	最初TTB	請求書類がAIGエジソン生命本社に到達した日の翌営業日
年金	無配当年金支払特約	最初TTM 会社が受け付けた年金基金設定申出書またはこの特約を付加する書類がAIGエジソン生命本社に到達した日の翌営業日
	無配当年金移行特約	最初TTM 特約締結日

(注) TTBはTTM-1円です。(2011年3月1日現在。この差額は将来変更されることがあります。)

9

各種費用

保険契約に関わる費用	契約時に、保険契約の締結に必要な費用（一時払保険料の7%）が一時払保険料から控除されます。保険期間中、保険契約の維持および保険金等の支払いに必要な費用が積立金から毎月控除されます。これらの費用は、契約年齢・性別等によって異なります。
予定利率の最低保証等に 必要な費用	積立利率は、予定利率の最低保証等に必要費用を控除して設定されます。
解約時の為替手数料	円で解約払戻金を受取る場合、為替レートはTTBが適用され、TTMとの差額は受取人の負担となります。TTMとTTBの差額は1円です。(2011年3月1日現在。この差額は将来変更されることがあります。)
USドルで受取る際の 送金手数料	USドルで保険金等を受取る場合、送金手数料は受取人の負担となります。

# 注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等についての詳細ならびにご契約内容に関する事項については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

## この商品における諸費用について

### (1) 保険契約に関わる費用

- ・契約時に、保険契約の締結に必要な費用（一時払保険料の7%）が一時払保険料から控除されます。
- ・保険期間中、保険契約の維持および保険金等の支払いに必要な費用が積立金から毎月控除されます。これらの費用は、契約年齢・性別等によって異なります。

### (2) 予定利率の最低保証等に必要な費用

積立利率は、予定利率の最低保証等に必要な費用を控除して設定されます。

### (3) 解約時の為替手数料

円で解約払戻金を受取る場合、為替レートはTTBが適用され、TTMとの差額は受取人の負担となります。TTMとTTBの差額は1円です。（2011年3月1日現在。この差額は将来変更されることがあります。）

### (4) USドルで受取る際の送金手数料

USドルで保険金等を受取る場合、送金手数料は受取人の負担となります。

## この商品における市場リスクについて

### (1) 為替変動リスク

この保険におけるUSドルと円との換算に用いる為替レートは、時々の為替相場により異なるため、諸支払金額は、保険料払込時の円換算額を下回る場合および保険契約時における為替相場により円換算した諸支払金の予定額を下回る場合があり、**損失が生じるおそれがあります**。この為替変動リスクは契約者・受取人に帰属します。

### (2) 市場金利変動リスク

この保険における解約払戻金額は、アメリカ合衆国の市場金利の変動に応じた市場価格調整率が適用されるため変動します。このため、一時払保険料を下回る場合があり、**損失が生じるおそれがあります**。この市場金利変動リスクは契約者・受取人に帰属します。

## 1

### クーリング・オフ（お申込みの撤回等）について

- (1) 「お申込日」または「クーリング・オフ制度を記載した書面（ご契約のしおり・約款）の交付日」のいずれか遅い日を含めて8日以内であれば書面によりご契約のお申込みの撤回または解除をすることができます。この場合、お申込みいただいた金額をお返しいたします。
- (2) ただし、次の場合等には、お申込みの撤回等を行うことはできません。
  - ・債務の履行を担保するためのご契約の場合
  - ・会社が指定した医師の診察が終了した場合
- (3) クーリング・オフ制度の適用期間中についても、保険契約の解約のお取扱いが可能です。
 

※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 2

### 職業や健康状態等についてありのままを告知してください【告知義務】

- (1) 告知は、ご契約をお引受けするかどうかを決定する重要なものであり、被保険者には職業・健康状態等について正しい告知をしていただく義務があります。（告知義務）
- (2) 告知していただいた内容が事実と異なっていたり、重要な事柄の告知がされなかった場合は、告知義務違反となり、ご契約または特約は解除または取消となり、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。また解除の場合の払戻金額は、解約払戻金額となります。
- (3) 告知は、所定の告知書にご記入ください。AIGエジソン生命の生命保険募集人に口頭でお話しされただけでは、告知していただいたことにはなりません。

## 3

### 保障を開始する時期について

- (1) お申込みいただいたご契約をAIGエジソン生命が承諾した場合には、一時払保険料をAIGエジソン生命が受取り、告知が完了したときから、保険契約上の責任を負います。（責任開始）
- (2) 生命保険募集人は、お客さまとAIGエジソン生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はAIGエジソン生命が承諾したときに有効に成立します。

## 4

### 保険金・給付金等をお支払いできない場合について

次の場合には、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

- ①告知していただいた内容が事実と異なり、ご契約が告知義務違反により解除となった場合
- ②保険金・給付金等を詐取する目的で保険事故を起こした場合等重大事由によりご契約が解除となった場合
- ③詐欺によりご契約または特約が取消となった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的があつてご契約または特約が無効となった場合
- ④保険金・給付金等の免責事由に該当した場合（例：受取人が故意に被保険者を死亡させたとき等）
- ⑤責任開始前に発生した傷害または発病した疾病を原因として支払事由に該当した場合

※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

5

解約払戻金について

- (1) 解約払戻金は、運用資産（債券等）の価格の変化を反映させるため、アメリカ合衆国の市場金利に連動した市場価格調整を行ない、増減する場合があります。この際に用いる市場価格調整率は、20%を上限とし、下限を-20%とします。
- (2) 解約払戻金は、保険契約の締結に必要な費用と市場価格調整のため、一時払保険料（USドル）を下回る場合があります。損失が生じるおそれがあります。
- (3) 円で解約払戻金を受取る場合、為替レートはTTBが適用され、TTMとの差額は受取人の負担となります。TTMとTTBの差額は1円です。（2011年3月1日現在。この差額は将来変更されることがあります。）

■解約払戻金の計算式

$$\text{解約払戻金額} = \text{解約日における積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

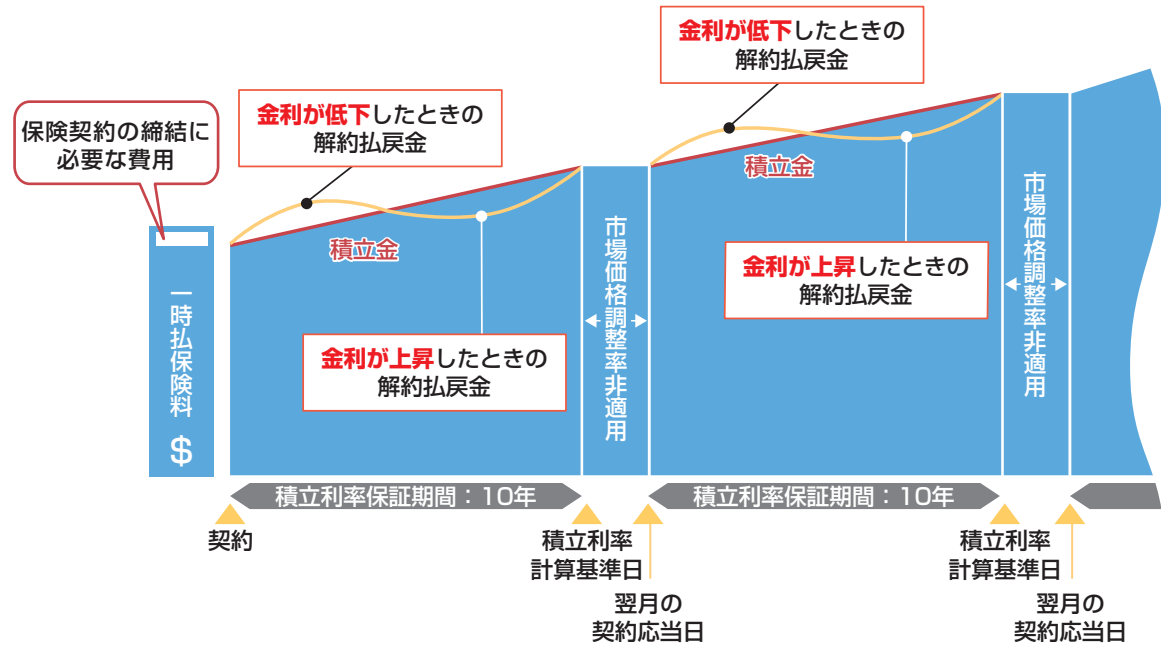
※減額の場合は、解約日を減額日と読みかえてください。

■市場価格調整率の計算式

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left[ \frac{1 + \text{解約日に適用される積立利率}}{1 + \text{解約日を積立利率計算基準日として計算される積立利率}} \right]^{\frac{\text{残存月数}^*}{12}}$$

※残存月数は、解約日から直後に到来する積立利率計算基準日の前日までの月数となります。

■解約払戻金額（USドル）変動のイメージ



6

AIGエジソン生命は生命保険契約者保護機構に加入しています

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にもご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳しくは、「ご契約のしおり」（「生命保険契約者保護機構」について）をご覧ください。生命保険契約者保護機構までお問合せください。

生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820【月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時】  
ホームページアドレス：http://www.seihohogo.jp

7

指定代理請求もしくは代理請求について

- (1) 指定代理請求特約もしくはリビング・ニーズ特約を付加されている場合で、被保険者が受取人となる給付金等について、給付金等の受取人がご請求できない特別な事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が給付金等の受取人に代わり給付金等をご請求することができます。
  - (2) 指定代理請求特約を付加されている場合で、被保険者が受取人となる給付金等について、給付金等の受取人または指定代理請求人がご請求できない特別な事情がある場合、給付金等の受取人の戸籍上の配偶者等が、給付金等の受取人の代わりに給付金等をご請求することができます。
  - (3) 指定代理請求特約もしくはリビング・ニーズ特約を付加された場合には、指定代理請求人または代理請求人に対し、代理請求ができることをお伝えください。
- ※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

8

税金のお取扱いについて

- (1) この保険の税法上の取扱いは、日本国内で販売される一般の生命保険と同じとなります。
- (2) 保険料入金時・諸支払金の受取時の通貨（円/USドル）に関わらず、税務取扱いについては、それぞれの基準日において円換算した金額が適用されます。

【契約時】

お申込みいただいた保険料は、払込まれた年の生命保険料控除の対象となります。

【死亡保険金受取時】

契約形態によって税金の種類が異なります。

契約者	被保険者	受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者・子	相続税
本人	配偶者・子	本人	所得税（一時所得）+ 住民税
本人	配偶者	子	贈与税

【高度障害給付金等受取時】

高度障害給付金、リビング・ニーズ特約による保険金は、受取人が被保険者、その配偶者、直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合には全額非課税になります。

【解約時】

解約払戻金は一時所得となり、解約払戻金額から一時払保険料と特別控除50万円を引いた金額の半分が、他の所得と合算して課税されます。

<USドルでお受取りになる場合の留意事項>

解約払戻金等の諸支払金をUSドルで受取る場合であっても、税務取扱上は円換算した額で課税されます。このため「諸支払金の受取時の適用為替レート」が「ご契約時の適用為替レート」に比べ、一定水準以上円安に進むと、税引後の受取額（USドル）が一時払保険料（USドル）を下回る場合があります。

詳しくは、「ご契約のしおり」（生命保険と税金について）をご覧ください。  
また上記の税務にかかわる説明は2011年3月1日現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、個別の取扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。

## その他ご注意いただきたい事項

### 1. 一時払終身保険は生命保険商品です。

- (1) 積立利率変動型一時払終身保険（USドル建）（販売名称：「AIGエジソンのあいドル君」）は、AIGエジソン生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
- (2) 生命保険商品は預金と異なり、預金保険制度の対象とはなりません。

### 2. ご契約の申込書・告知書は、契約者・被保険者ご自身でご記入ください。

記入内容を十分ご確認のうえ、署名・押印をお願いします。

### 3. 現在ご契約の保険契約の解約を前提に、新たな保険契約のお申込みのご検討をされる場合、お客さまにとって不利益となる事項があります。

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提とした、新たな保険契約のお申込みは、一般的に次の点について、契約者にとって不利益となります。

- ①解約払戻金額が払込まれた保険料より少ない金額となるか、ない場合があります。
- ②新たな保険契約のお申込みについて、被保険者の健康状態等によってお引受けできない場合があります。
- ③新しい保険の契約時に告知した内容が事実と異なっていた場合、AIGエジソン生命は契約を解除し、保険金・給付金の支払いを行わない場合があります。
- ④新しい保険の責任開始日から3年以内に被保険者が自殺した場合は、保険金の支払いができません。

※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

### 4. 保険金・給付金等のお支払いに関する手続きについて

- (1) 支払事由に該当する事象、ご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。
- (2) お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金等のお支払いを行なう必要がありますので、保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、すみやかにカスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- (3) AIGエジソン生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

## 個人情報の取扱いについて

### 1. 個人情報の利用目的について

AIGエジソン生命は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③AIGエジソン生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

### 2. ご同意いただきたいこと

#### (1) 機微（センシティブ）情報の取得・利用

生命保険業務の適切な運営を確保するために必要な範囲において、最小限の機微情報を取得・利用します。これらの機微情報については、業務上必要な範囲で、契約者、被保険者、受取人・指定代理請求人等および生命保険募集人（AIGエジソン生命の代理店を含みます）に提供することがあります。

※機微情報の利用の限定について

保健医療等に関する情報（機微（センシティブ）情報）については、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条第1項第17号にもとづき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

#### (2) 再保険会社への情報提供

AIGエジソン生命は、AIGエジソン生命と契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険（再々保険以降の再保険を含む）を行なうことがあり、再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報をAIGエジソン生命が再保険会社に提供することがあります。

### 3. 個人情報の提供（外部への提供）

AIGエジソン生命は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を外部に提供することはありません。

- ①予めご本人が同意されている場合
- ②利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（AIGエジソン生命の代理店を含みます）へ委託する場合
- ③ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- ④再保険の手続きをする場合
- ⑤ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ⑥その他法令に根拠がある場合

※詳細は「ご契約のしおり・約款」および「生命保険契約申込書」をご確認ください。

## 苦情・相談窓口について

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、  
AIGエジソン生命のカスタマーサービスセンターへお申出ください。

# 0120-981-088

(フリーコール／通話料無料)

受付時間 月～金 9：00～18：00 土 9：00～17：00

(祝日、年末年始の休業日を除きます)

・この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。  
・(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>)  
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

・この商品に係る認定投資者保護団体は(社)生命保険協会です。  
※認定投資者保護団体とは、金融商品取引法および関係法令により定められた商品の取引に係る消費者の苦情の解決や、争いのある場合のあっせんを行なう民間団体です。  
※平成23年10月1日を以って(社)生命保険協会は認定投資者保護団体としての認定業務を廃止致します。

募集代理店では複数の保険会社の商品を取扱っている場合があります。詳しくは募集代理店にお問合せください。

ご検討・お申込みに際しましては、商品パンフレットの他、必ず「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お問合せ(担当者) ※AIGエジソン生命の生命保険募集人(担当者)は、お客さまとAIGエジソン生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、  
保険契約締結の代理権はありません。

【募集代理店】

【引受保険会社】

**AIGエジソン生命保険株式会社**

〒130-8625 東京都墨田区太平4-1-3  
オリナスタワー

TEL：0120-981-088

ホームページ：<http://www.aigedison.co.jp>

AIGエジソン生命は、プルデンシャル・ファイナンシャルの一員です。AIGの許可を受けて社名に「AIG」を当面継続して使用しますが、当社とAIGは経営上の関係はありません。